

給水装置の宅地内漏水に係る修繕に関する運用基準

平成14年12月1日制定
平成29年1月23日一部改正
令和4年1月14日一部改正
令和8年4月1日一部改正
〔上下水道局水道保全課〕

(趣旨)

第1条 この運用基準は、給水装置の宅地内漏水に係る修繕費用の負担に関する要綱（平成14年12月1日施行）第2条に定める、宅地内漏水に係る修繕（以下「修繕」という。）を認める運用基準について、必要な事項を定めるものとする。

(修繕の依頼)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指名競争入札の参加資格を有する水道施設工事業者のうち、誠実かつ確実に修繕が施行できると認められる事業者（以下「施工業者」という。）に施行可能かどうかの確認をとり、可能と返答があった施工業者に指示書・確認書（別記様式）をもって修繕を依頼するとともに、施工業者は見積書を管理者へ提出するものとする。

(修繕の検査)

第3条 施工業者は、修繕が完了したときは、速やかに納品書を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

(請求書の提出)

第4条 施工業者は、検査に合格した場合、請求書を管理者へ提出するものとする。

(補則)

第5条 この運用基準に定めるもののほか、修繕の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この運用基準は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この運用基準は、令和4年1月14日から施行する。

(経過措置)

2 この運用基準の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この運用基準は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

課長	課長補佐	係長	係員

指示書・確認書			
下表のとおり、修繕してください。			
指示日 年 月 日	指示番号	担当課	担当係員
修繕場所（施設等の名称）			
宅地内漏水			
指示内容			
<p>特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現地で施工延長、範囲等に変更の必要があることが判明した場合は、速やかに担当に通知すること。 2 工事・業務の進捗状況を適宜報告すること。 3 後日見積書等の提出を求め、契約金額の確定を行うことがあるので、現場の正確な把握に努めるとともに、過大な施工・業務等を実施することのないよう、担当との調整を密に行うこと。 4 修繕場所の安全管理については、十分留意すること。 5 その他 			
備考			
業者名			
<p>上記指示内容について確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住所</p> <p>社名</p>			